

政 令

日本育英会法施行令をここに公布する。

御名 御璽

昭和五十九年八月七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

政令第二百五十三号

日本育英会法施行令

内閣は、日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第五条第一項、第十二条、第二十二條第四項及び第五項、第二十三條並びに第二十四條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本育英会法施行令(昭和十九年勅令第二百七十一号)の全部を改正するこの政令を制定する。

(教育公務員の範囲)

第一条 日本育英会法(以下「法」という)第十二條の政令で定める教育公務員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による国立又は公立の大学の学長、副学長又は教授の職にある者とする。

(第一種学資金の月額)

第二条 法第二十二條第一項の第一種学資金(以下「第一種学資金」という)の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分(大学院に在学する者にあつては、学校等の区分)に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

大学院	区 分		月 額
	国立及び公立の高等学校	私立の高等学校	
修士課程	国立及び公立の大学	自宅通学のとき	九、〇〇〇円
		自宅外通学のとき	一四、〇〇〇円
	私立の大学	自宅通学のとき	二一、〇〇〇円
		自宅外通学のとき	二六、〇〇〇円
	短期大学	自宅通学のとき	二二、〇〇〇円
		自宅外通学のとき	二八、〇〇〇円
	学部	自宅通学のとき	三二、〇〇〇円
		自宅外通学のとき	四一、〇〇〇円
	自宅外通学のとき	自宅通学のとき	三〇、〇〇〇円
		自宅外通学のとき	三七、〇〇〇円
博士課程	自宅通学のとき	六五、〇〇〇円	
	自宅外通学のとき	七五、〇〇〇円	

高等専門学校  
 国立及び公立の高等専門学校  
 第一学年から第三学年まで  
 自宅通学のとき 一、〇〇〇円  
 自宅外通学のとき 二、五〇〇円

私立の高等専門学校  
 第一学年から第三学年まで  
 自宅通学のとき 二二、〇〇〇円  
 自宅外通学のとき 二八、〇〇〇円

高等課程  
 第一学年から第三学年まで  
 自宅通学のとき 二二、〇〇〇円  
 自宅外通学のとき 二五、〇〇〇円

高等課程  
 第四学年及び第五学年  
 自宅通学のとき 三〇、〇〇〇円  
 自宅外通学のとき 三七、〇〇〇円

高等課程  
 自宅通学のとき 九、〇〇〇円  
 自宅外通学のとき 一四、〇〇〇円

高等課程  
 自宅通学のとき 二二、〇〇〇円  
 自宅外通学のとき 二八、〇〇〇円

高等課程  
 自宅通学のとき 二一、〇〇〇円  
 自宅外通学のとき 二六、〇〇〇円

高等課程  
 自宅通学のとき 三〇、〇〇〇円  
 自宅外通学のとき 三七、〇〇〇円

高等課程  
 自宅通学のとき 二六、〇〇〇円  
 自宅外通学のとき 三〇、〇〇〇円

高等課程  
 自宅通学のとき 二一、〇〇〇円  
 自宅外通学のとき 二六、〇〇〇円

備考  
 一 「高等学校」には、盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む(以下同じ)。  
 二 「大学」には、別科を含まない(第七條を除き、以下同じ)。  
 三 「学部」には、専攻科を含む(次条第一項において同じ)。  
 四 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。  
 五 「高等課程」及び「専門課程」は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限二年以上の高等課程及び専門課程で文部省令で定めるものに限る。  
 六 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう(次条において同じ)。  
 七 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう(次条において同じ)。  
 2 大学において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他教員に面接して授業を受ける方法が文部省令で定める方法による者に対する第一種学資金の月額については、前項の表大学の項下欄の規定にかかわらず、年当たりの合計額が六五、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して日本育英会(以下「育英会」という)の定める額とする。

(第二種学資金の月額及び利率)

第三条 法第二十二條第一項の第二種学資金(以下「第二種学資金」という。)の月額は、次の表の上欄に掲げる学校在学する者(通信による教育を受ける者を除く。)について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とし、その利率は、年三パーセントとする。

区	分		月	額
	国立及び公立の大学	私立の大学		
区	学部	自宅通学のとき	月	額
		自宅外通学のとき		
	短期大学	自宅通学のとき	月	額
		自宅外通学のとき		

2 法第二十二條第三項の規定による認定を受けた者で私立の大学の医学、歯学又は薬学を履修する課程に在学するものに対する第二種学資金については、前項の規定にかかわらず、その月額を、次の表の上欄に掲げる課程及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額とすることができるとし、その場合における利率は、年当たり同表の下欄に掲げる算式により算定した利率とする。

区	分		月	額	利率(パーセント)
	医学又は歯学を履修する課程	薬学を履修する課程			
区	自宅通学のとき	自宅外通学のとき	月	額	利率(パーセント)
		自宅通学のとき			
	自宅外通学のとき	自宅通学のとき	月	額	利率(パーセント)
		自宅外通学のとき			

備考 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A 自宅通学のときにあつては三、一、〇〇〇円とし、自宅外通学のときにあつては四、一、〇〇〇円とする。
- B この表の中欄の育英会の定める額

(第一種学資金に併せて貸与する第二種学資金の月額及び利率)

第四條 法第二十二條第五項の規定により第一種学資金に併せて貸与する第二種学資金の月額及び利率については、前条の例による。

第五條 前二條の規定にかかわらず、第二種学資金は、その貸与を受けている間及び法第二十三條第二項の規定によりその返還の期限を猶予されている間は無利息とする。

第六條 法第二十二條第一項の学資金(以下「学資金」という。)の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六月を経過した後二十年以内とし、その返還は、年賦、半年賦、月賦その他の割賦の方法によるものとする。ただし、学資金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができ、

2 第二種学資金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦その他の割賦による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。

3 学資金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠つたと認められるときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、育英会の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならぬ。

(返還期限の猶予) 第七條 法第二十三條第二項の政令で定める事由は、高等学校、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の第二條第一項の表備考第五号に規定する高等課程若しくは専門課程に在学することその他文部大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。

(死亡又は心身障害による返還免除) 第八條 死亡した者又は精神若しくは身体障害により労働能力を喪失した者については、その学資金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 精神又は身体障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。

3 育英会は、前二項の規定による学資金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。

(教育又は研究の職に係る特例)

第九條 大学において第一種学資金の貸与を受けた者で、大学に二年以上在学し、大学(大学を卒業した後引き続き大学院に入学した者にあつては、大学院)を卒業し、又は退学した日以後一年以内(文部大臣の認可を受けた特別の事由がある)と育英会が認めた者にあつては、二年以内(教育の職に就き、二年以上継続してその職にあるものは、その第一種学資金の返還の免除を受けることができる)。

2 前項の教育の職は、次のとおりとする。ただし、常時勤務を要するものに限る。

一 小学校(盲学校、聾学校又は養護学校の小学部を含む。以下同じ。)、又は中学校(盲学校、聾学校又は養護学校の中学部を含む。以下同じ。)、の校長、教頭、教諭、養護教諭又は講師(教諭に準ずる職務に従事するものに限る。次号、第五号並びに第十一條第二項第一号及び第二号において同じ。)

二 高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭又は講師の職

三 大学の学長又は大学若しくは大学院の教授、助教授、助手若しくは講師の職

四 高等専門学校の校長、教授、助教授、助手又は講師の職

五 幼稚園(盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部を含む。以下同じ。)、の園長、教頭、教諭、養護教諭又は講師の職

六 少年院において小学校若しくは中学校で必要とする教科又は高等学校に準ずる教科を授ける者の職

七 教護院において小学校又は中学校に準ずる教科を授ける教護又は教母の職

八 精神薄弱児施設又は精神薄弱児通園施設の児童指導員又は保母の職

九 航海訓練所の所長、教授、助教授、助手又は講師の職

第十條 高等専門学校において第一種学資金の貸与を受けた者で、高等専門学校を卒業した日(高等専門学校を卒業した後引き続き大学に編入学した者にあつては大学を、高等専門学校を卒業した後引き続き大学に編入学した者で大学を卒業した後引き続き大学院に入学したものに

あつては大学院をそれぞれ卒業し、又は退学した日)以後一年以内(文部大臣の認可を受けた特別の事由があると育英会が認めた者にあつては、二年以内)に高等専門学校の校長、教授、助教、助手又は講師の職(常時勤務を要するものに限り)に就き、一年以上継続してその職にあるものは、その第一種学資金の返還の免除を受けることができる。

第二項の教育又は研究の職は、次のとおりとする。ただし、常時勤務を要するものに限り。  
一 中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭又は講師の職  
二 高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭又は講師の職  
三 大学の学長又は大学若しくは大学院の教授、助教、助手若しくは講師の職  
四 高等専門学校校長、教授、助教、助手又は講師の職

五 少年院において中学校で必要とする教科又は高等学校に準ずる教科を授ける者の職  
六 教諭院において中学校に準ずる教科を授ける教諭又は教母の職  
七 文部大臣の指定する試験所、研究所又は文施設において教育又は研究を行う者の職  
第十二条 育英会は、大学、高等専門学校又は大学院において第一種学資金の貸与を受けた者が第九条第二項各号又は前条第二項第七号に掲げる職にあり、前三条の規定によりその第一種学資金の返還の免除を受ける見込みがあるときは、その返還の期限を猶予することができる。

第十三条 第九条第一項に規定する者が第一種学資金の返還の免除を受けることができる額は、大学において貸与を受けた第一種学資金の額に、継続して同条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる職(少年院において高等専

七号に掲げる職(少年院において高等専学校に準ずる教科を授ける者の職を除く。)にあつた期間(休職期間を除く。)の二分の一と継続して同項第二号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる職(少年院において小学校又は中学校で必要とする教科を授ける者の職を除く。)にあつた期間(休職期間を除く。)の三分の一との合計を大学において第一種学資金の貸与を受けた期間で除して得た額とする。

第十四条 前条に規定する在職期間の計算は、その職に就いた日の属する月からその職を離れた日の属する月までの期間の月数(休職にされた日の属する月の翌月から復職した日の属する月の前月までの期間の月数を除く。)により、同条に規定する貸与期間の計算は、第一種学資金の貸与を受けた期間の月数による。

第十五条 法第四十条第二項の規定による政府の育英会に対する貸付金の償還の免除は、毎年度その前年度において育英会が返還を免除した第一種学資金の額に相当する額につき、償還期限の早い貸付金から順次行ふものとする。

第十六条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。  
第二百七十七条第一項第二号ニ中「日本育英会法施行令(昭和十九年勅令第二百七十一号)第十九条第三項第七号(貸与金の返還の免除を受ける教育又は研究の職)」を「日本育英会法施行令(昭和五十九年政令第二百五十三号)第十九条第二項第七号(教育又は研究の職に係る特例)」に改める。

第十七条 文部省組織令の一部改正  
第八十条 文部省組織令(昭和五十九年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第四十五条第六号中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)」を「日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)」に改める。

第十八条 大蔵大臣 竹下 登  
文部大臣 森 喜朗  
内閣総理大臣 中曾根康弘

附則  
第一条 この政令は、公布の日から施行し、第二条から第五号まで及び次条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

第十九条 第二項各号又は第十一条第二項第七号に掲げる職を離れた者が、その職を離れても法第二十三條第二項の規定により第一種学資金の返還の期限の猶予を受けることができる事由がある場合において、その事由がなくなつた後、第九条第二項各号に掲げる職にあつた者にあつては同項各号に掲げる職に、第十条に規定する職にあつた者にあつては同条に規定する職に、第十一条第二項各号に掲げる職にあつた者にあつては同項各号に掲げる職にそれぞれ引き続き就いたときは、第九条第一項、第十条、第十一条第一項又は前条の規定の適用については、継続してその職にあつたものとみなし、その前後の在職期間を合算する。

第二十条 附則  
第一条 この政令は、公布の日から施行し、第二条から第五号まで及び次条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

第二十一条 附則  
第一条 この政令は、公布の日から施行し、第二条から第五号まで及び次条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

第二十二条 附則  
第一条 この政令は、公布の日から施行し、第二条から第五号まで及び次条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

第二十三条 附則  
第一条 この政令は、公布の日から施行し、第二条から第五号まで及び次条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

第二十四条 附則  
第一条 この政令は、公布の日から施行し、第二条から第五号まで及び次条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。